三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び本山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年九月五日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　高知県宿毛市山奈町山田字西山五八七九、字チチウ谷三四三六の二、五六三二の二、五六三二の一五、五六三二の一八、字神ノ馬バ四五二九、山奈町芳奈字一本松山三八六八、字大川一九〇一の一、一九〇二、一九〇三の一、一九〇三の二、一九〇四の一から一九〇四の三まで、一九〇五から一九〇九まで、字臼ケ谷山一九二九、三九一一の一、三九一一の二、三九一三から三九一五まで、三九一六の一、三九一六の二、三九一七の三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年九月五日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　高知県土佐郡土佐町瀬戸字ヒロゼ一一四八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
（字ヒロゼ一一四八（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年九月五日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡越知町野老山字エズ八六〇三、八六〇五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
（字エズ八六〇五（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び越知町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年九月五日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡越知町横畠中字蔭四七五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
（字蔭四七五の一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び越知町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年九月五日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡五木村甲字下梶原四二五七の二四・四二六三の一一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
（字下梶原四二五七の二四・四二六三の一一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年九月五日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　熊本県八代市泉町椎原字椎原一九八の三（次の図に示す部分に限る。）、又二〇〇の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
（字椎原又二〇〇の一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）